

第2章 免許状の取得方法

(3) 特別支援学校教諭免許状に、新教育領域を追加する方法は、以下のとおりです。

① 免許法施行規則第7条第4項(学位と単位の修得により追加を行う場合)

次の基礎資格を有する者が、追加しようとする新教育領域の種類に応じ、免許法施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定める単位を修得した場合に、追加の定めを受けることができます。(免許法施行規則 第7条第4項)

免許状の種類		基礎資格					
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	一種	二種		
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	8	1	4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2		1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的肢体又は病弱	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2		1	

- 備考 1 追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、単位を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第7条第4項)
- 2 新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際または過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができます。  
この場合、免許法施行規則第7条表第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなる場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第7条第5項)
- 3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合、特別支援学校教諭二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要な単位数は、既に修得したものとみなします。(免許法施行規則 第10条の2第4項)
- 4 一種免許状に、新教育領域を追加の定めを受けようとする者が、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した単位、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を含めることができます。ただし、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とします。(免許法施行規則 第10条の2第5項)

② 免許法施行規則第7条第6項(教育職員検定により新教育領域の追加を行う場合)

次の基礎資格を有する者が、追加しようとする新教育領域の種類に応じ、免許法施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定める単位を修得した場合に、追加の定めを受けることができます。(免許法施行規則 第7条第6項)

免許状の種類		基礎資格					
特別支援学校教諭	専修免許状 一種免許状	特別支援学校の教員(ただし、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限る。)					
	二種免許状	特別支援学校の教員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)					
在職年数(備考5)		1					
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	専修、一種	二種		
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的肢体又は病弱	1	2	1	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		1	

- 備考 1~4 前記(3)①に同じ。
- 5 実務の検定としては、特別支援学校の教員(上記基礎資格の教員含む。)として、1年間良好な成績で勤務した旨の実務成績証明責任者の証明を有することを必要とします。(免許法施行規則 第7条第6項第3号)